

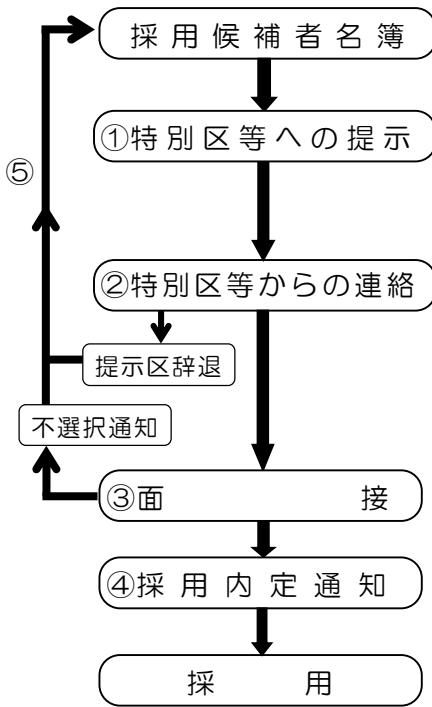
採用候補者の皆さまへ

この度は、特別区職員採用試験を受験していただき、ありがとうございました。

今回の特別区職員採用試験に最終合格された皆さまは、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）の採用候補者となり、特別区人事委員会が作成する「採用候補者名簿」に登載されます。今後、特別区等は「採用候補者名簿」の中から採用予定者を決定します。

今後の流れと注意事項等は、以下のとおりです。

1 今後の流れ



① 特別区人事委員会は、特別区等からの請求に基づき、採用候補者全員をいずれかの特別区等へ高点順に提示します。その際、原則として採用候補者の希望区等を考慮し提示します。

なお、希望者の集中等の状況によっては、希望どおりに提示できないこともあります。

※提示先の特別区等（以下「提示区」という。）に対しては、採用候補者の希望区情報及び履歴書（第2次試験時に提出したもの）を提供します。

② 提示区から面接の連絡（電話、メール等）があります。病気等の理由で面接に応じられない場合は、その旨を速やかに、提示区の人事担当にお知らせください。

※応答のない場合には、採用候補者名簿から削除されます。

※提示区から連絡する際は、第2次試験の際にご提出いただいた履歴書に記載されている電話番号・メールアドレス等を使用いたします。

※提示区を辞退した場合の注意事項は、次頁4②「提示区辞退届」の欄を参照してください。

③ 提示区で、面接を行います。提示区の人事担当の指示に従ってください。※面接の方法は、提示区によって異なります。

④ 面接の結果、採用内定となった場合は、提示区からその旨の通知があります。それ以降は、内定を受けた提示区の指示に従ってください。採用の時期は、原則として令和6年4月1日です。

⑤ [・採用内定が得られなかった場合（不選択）]
[・提示区を辞退した場合（提示区辞退）]

再び<①特別区等への提示>から<③面接>までの流れを繰り返します。

ただし、欠員状況によっては提示されず、その結果、採用されない場合もあります。最終合格が採用内定ではないことにご注意ください。

また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

※採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿確定後1年間です。

2 提示の日程

特別区等への提示は、下記の日程で全5回を予定しています。ただし、特別区等の欠員状況によっては、2回目以降は提示されず、その結果採用されない場合もあります。

また、提示の有無に関する問合せには応じられません。

[1回目]令和5年11月17日 [2回目]令和5年12月14日 [3回目]令和6年1月15日

[4回目]令和6年2月5日 [5回目]令和6年2月20日

問合せ先

特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 TEL:03-5210-9787(平日8:30~17:15)

※採用候補者ご本人がお問い合わせください。

※次頁もご確認ください。

